平成２２年（フ）第６９４４号
東京都世田谷区中町２丁目30―25―106、開始決定時の住所東京都世田谷区玉堤１丁目８―14―207
破産者　山根　洋一
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９４５号
東京都世田谷区中町２丁目30―25―106、開始決定時の住所東京都世田谷区玉堤１丁目８―14―207
破産者　山根　　香
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２２１号
神奈川県相模原市中央区上溝７丁目３番４号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県相模原市中央区田名7196番２号　スターハイツ103号
破産者　日本先導株式会社
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３８９号
東京都豊島区高松１丁目12―６
破産者　福井　康雄
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６４４号
東京都台東区台東２丁目29番３号
破産者　ＺＡ・ＺＡ株式会社
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６４５号
東京都文京区西片２丁目11―１
破産者　井上　圭次（旧姓川東）
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６７５号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目30番９号
破産者　株式会社丸富士
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６８７号
東京都杉並区永福１丁目39―11　竹前ハウスＧ
破産者　倉嶋　利行
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８１０号
東京都三鷹市野崎２丁目12―９―208
破産者　鎌澤　明弘
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０９３号
埼玉県さいたま市南区鹿手袋１丁目23番１号
破産者　株式会社正電社
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５号
埼玉県春日部市備後東２―４―41、住民票上の住所埼玉県春日部市備後東１丁目12―９―103
破産者　根岸洋一郎
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０５号
東京都足立区伊興３丁目18―５
破産者　久保庭和子（旧姓斉藤）
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９６号
東京都中央区東日本橋３丁目６番６号
破産者　株式会社ＬＧＣ
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０４号
埼玉県朝霞市三原４丁目２―16―203
破産者　佐野　正美
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７０号
東京都東村山市本町４丁目４―11―311
破産者　藤原　友昭
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９２号
東京都中野区上高田１丁目11―７―202
破産者　森　　浩良
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５６号
千葉県松戸市小金きよしケ丘５丁目５－１－Ｂ―105
破産者　菅野　伸一
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６５７号
東京都中野区南台３丁目37―20、住民票上の住所埼玉県川口市青木１丁目17―43―606
破産者　山下　順司
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９１３号
東京都新宿区西新宿６丁目15番１号
破産者　匠トレードシステム株式会社
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３００１号
東京都港区赤坂９丁目１番７号
破産者　株式会社エフズプロモーション
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３００２号
茨城県つくばみらい市谷井田1331―１
破産者　古川　泰弘
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部